

乙第25号証

諮詢官：警察庁長官

諮詢日：令和元年5月10日(令和元年(行個)諮詢第4号及び同第5号)

答申日：令和元年7月10日(令和元年度(行個)答申第38号及び同第39号)

事件名：本人に係る公安警察による検査・調査・処置・実験に対する報告書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件

本人に係る公安警察による検査・調査・処置・実験に対する日誌の不開示決定(存否応答拒否)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報(以下、順に「本件対象保有個人情報1」と「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。)につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく各開示請求に対し、平成31年3月8日付け九管総(個情)第1号及び同第2号により、九州管区警察局長(以下「処分庁」という。)が行った各不開示決定(以下、順に「原処分1」と「原処分2」といい、併せて「原処分」という。)の取消し及び本件対象保有個人情報の全面開示を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

九ヶ月間にも及ぶ長期間の身体的及び精神的異常が、審査内容が明らかになることで改善され、その間の責任の所在も明らかになる。また、飽くまで個人のことで情報を社会に公開する意思がないことから開示はされるべきだと思われる。本人は警察の臨時職員に応募しており公共の安全と秩序の維持にも問題ないと思われる。

(2) 意見書

当初の請求には九ヶ月と書いていたがその後も異変は続いており、腹部がちょっとした刺激で力も入れずに大きく膨らんだり縮んだりを起こしたり、胸の内に冷たく気持ち悪いものが生じたと思ったらいつまでも何も感じられなくなったり、耳鳴りとはまた違った電子音に近いものに終始襲われ、頭が圧迫されて何も考えたり感じられない状態になるなどの明らかに普通では考えられない状況が続き、心理的に追い込まれ、親と怒鳴り合うことも度々となり、夜も寝られずに、ときに昔の傷をえぐられ大泣きを繰り返す毎日を送ったりもしている。精神科にも耳鼻科にもかかったが一時的に変わったと思ってもまたすぐに状態は悪くなり、事態は深刻化の一途を辿っている。

異変が起こったときに公安の名と具体的な人として特定個人Aの名を耳にした記憶があること、それと自体のあまりの異変の程度とともに外に出ても異変が付いて回るときがあることから大規模な機関が起こしているとも考えられ、もはや一時の猶予も残されていないと思い、心理的精神的異常の正体が明らかになることと、たとえ公安が絡んでなくとも特定警察署の相談室で公安の名を出して相談したことからこれだけの異変が公安の調査資料に残っていないはずではなく、情報を開示してもらうことにより状態の改善と責任の所在が明らかになることから請求者及び請求者家族が救われるはずだと確信している。

資料については交付ができないものとするなら特定都道府県警察に出向いてそこでのみ開示されるものでもよく、場合によっては銀行金庫に保存するなどして徹底して外に漏れないようにするつもりである。

第3 訒問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求に係る保有個人情報開示請求について
本件審査請求の対象である不開示決定に係る保有個人情報開示請求において、審査請求人は、本人に係る本件対象保有個人情報の開示を求めている。
- 2 原処分について
本件対象保有個人情報については、その存否を答えるだけで法14条5号に規定する不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、原処分を行った。
- 3 審査請求人の主張について
審査請求人は、上記第2の2(1)を理由とし、本件対象保有個人情報の全面開示を求める旨を主張する。
- 4 原処分の妥当性について
本件対象保有個人情報は、仮に存在するとすれば、特定の個人に対する警察の捜査や調査等に係る情報であると認められる。
いかなる者が警察の捜査や調査等の対象とされているかという情報は、開示することにより、捜査や調査等の実態が明らかとなつて、犯罪等を潜在化、巧妙化することを容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条5号に規定する不開示情報に該当する。
したがって、本件対象保有個人情報については、その存否を答えるだけで法14条5号に規定する不開示情報を開示することになるため、法17条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、不開示決定を行った原処分の判断は妥当である。
- 5 結語
処分庁が行った原処分は妥当なものであると認められることから、詰問庁としては、本件について原処分維持が適切と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各詰問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| ① 令和元年5月10日 | 詰問の受理（令和元年（行個）詰問第4号及び同第5号） |
| ② 同日 | 詰問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同年6月10日 | 審査請求人から意見書を收受（同上） |
| ④ 同月21日 | 審議（同上） |
| ⑤ 同年7月8日 | 令和元年（行個）詰問第4号及び同第5号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象保有個人情報について
本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2である。
審査請求人は、原処分の取消しを求めており、詰問庁は、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、法14条5号に該当する情報を開示することになるとて、本件対象保有個人情報の存否を明らかにせず、不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について検討する。
- 2 存否応答拒否の妥当性について
(1) 本件対象保有個人情報は、特定の個人に対する警察の捜査や調査等に係る情報であると認められるところ、当該保有個人情報の存否を答えることは、審査請求人が警察の捜査や調査等の対象とされているか否かを明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

- (2) 特定の個人が警察の捜査や調査等の対象とされているか否かは、警察の犯罪捜査の対象、関心事項等に関する情報であり、これを開示することにより、警察の犯罪捜査活動の対象、関心事項、情報収集活動の実態等が明らかとなり、犯罪行為を企図する者等において、各種活動を潜在化、巧妙化させるなど対抗措置を講じられるおそれがある。このことから、本件対象保有個人情報については、その存否を明らかにすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるこ^トにつき相当の理由があると認められる。
- (3) したがって、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、それだけで法14条5号の不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について
審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について
以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条5号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 佐藤郁美、委員 中川丈久

別紙

本件対象保有個人情報1

特定期間の公安警察による捜査・調査・処置・実験に対する全ての報告書

本件対象保有個人情報2

特定期間の公安警察による審査・調査・処置・実験に対する全ての日誌